

授業料その他納付金等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 「学則」及び「大学院学則」に定める授業料等納付金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業料その他納付金の区分)

第2条 本学の授業料その他納付金等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般納付金（入学金、授業料、施設充実費、教育充実費及び図書費）
- (2) 特別納付金（実習指導費、追・再試験料等）
- (3) 研究生納付金、科目等履修生納付金、委託学生納付金
- (4) 手数料（各種証明書などの発行手数料等）
- (5) 入学等検定料（総合型選抜受験料、学校推薦型選抜受験料、奨学金大学給付型選抜受験料、一般選抜受験料、大学入学共通テスト利用選抜受験料、帰国生及び私費外国人留学生選抜受験料、編入学選抜受験料、転入学選抜受験料、転学科・転専攻受験料、再入学受験料及び大学院入学者選抜受験料）
- (6) 在籍料

(授業料その他納付金等の変更)

第3条 授業料その他納付金等の額は、物価の変動やその他の事情により変更することがある。その場合には、新たに定められた額によって納入しなければならない。

(授業料その他納付金等の返還)

第4条 すでに納入された授業料その他納付金等は、原則として返還しない。

第2章 一般納付金

(一般納付金)

第5条 一般納付金の金額、納期別金額及び納入期限は、別表1のとおりとする。

(編入学者、再入学者又は転入学者等の一般納付金)

第6条 編入学、再入学又は転入学を許可された者の一般納付金は、別表1に定めるところとする。

2 再入学金の額は、当該年度の入学金の半額とする。

(長期にわたる教育課程を履修する学生の一般納付金)

第6条の2 九州ルーテル学院大学学則42条の2に規定により、当該終業年限を超えて

一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者から徴収する授業料その他納付金の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、第2条第1号から4号までの規定にかかわらず、同条同号に規定する一般納付金の年額に修業年限を乗じて得た額（以下「4年間の一般納付金の総額」という。）を長期履修期間の年数で除した額とする。

- 2 前項の規定により一般納付金の年額が定められた者が、さらに長期履修期間の延長又は短縮を認められた場合の一般納付金の年額は、前項に規定する4年間の一般納付金の総額から、当該学生が在学した期間に納付した一般納付金の総額を控除した額を、当該年度以降に在学する年数で除した額とする。

（休学、復学、退学及び停学の場合の一般納付金）

第7条 本規程第5条別表1に定める納期別の中で休学又は退学する場合の一般納付金は、その納期分の全額を納入しなければならない。

- 2 休学を許可された場合は、一般納付金については次回納期分から納入を免除する。
- 3 復学を許可された場合は、一般納付金については復学年次の復学月日の属する納期分から納入しなければならない。
- 4 停学の処分を受けた場合は、一般納付金についてその停学期間中の分を納入しなければならない。

（一般納付金の減免）

第8条 「学則」第43条に定める私費外国人留学生の一般納付金の一部を減免する。

- 2 前項のほか、国の高等教育の修学支援に関する新制度（以下「高等教育の修学支援新制度」という。）を利用して申請し、認定された者にあつては、一般納付金を減免する。
- 3 前2項のほか、特別の事情がある場合は、一般納付金を減免することができる。

（一般納付金の納入猶予）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、学生支援課を経て、学長に願い出て一般納付金の納期時期の猶予の許可を受けることができる。

- (1) 天災地変その他不慮の災害により納入期限内に納入することができない場合
- (2) 前・後期の2期分納入者で家庭の都合等により納入期限内に納入することができない場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項により納入時期の猶予の許可を受けようとする場合は、所定の「一般納付金納入猶予願」を提出しなければならない。
- 3 納入時期の猶予の許可（有効）期間は、納入期限の翌日から60日以内とする。ただし、学長が認めた場合は、さらに納付時期を猶予することができる。

（高等教育の修学支援新制度利用者に係る一般納付金の納入猶予）

第9条の2 高等教育の修学支援新制度を利用して、授業料の減免を申請する学生の一般納付金は、支援対象者として認定されるまでの間、納入を猶予する。

(授業料後払い制度利用者に係る一般納付金(授業料)の納入猶予)

第9条の3 国が実施する「授業料後払い制度」を利用する大学院学生の一般納付金(授業料)は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から本学に対して当該学生に係る授業料相当額の振り込みがあるまで納入を猶予する。

(一般納付金滞納者に対する処置)

第10条 一般納付金を滞納し、再三督促しても指定の期日までに納入しない者は、学則第50条第3号の規定により除籍する。

第3章 特別納付金

(特別納付金)

第11条 特別納付金の金額、納期等については、別表2のとおりとする。

第4章 研究生、科目等履修生の納付金等

(研究生)

第12条 研究生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める授業料等を納入しなければならない。

(科目等履修生)

第13条 科目等履修生として履修を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める履修料等を納入しなければならない。

(委託学生)

第14条 「学則」第42条に定める委託学生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める授業料等を納入しなければならない。

第5章 手数料

(手数料)

第15条 手数料の種別、金額及び納付期限は、別表2のとおりとする。

第6章 入学等検定料

(入学等検定料)

第16条 入学等検定料は、別表2のとおりとする。

第7章 在籍料

(在籍料)

第17条 在籍料は、別表2のとおりとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得た後、発効する。
- 2 本規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条は、平成8年12月20日から施行する。
(決議No.99-23の2)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年(令和2)年4月1日から施行する。
(議決No.19-41)

附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した長期履修生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2023（令和5）年9月26日から施行し、改正後の第2条第5号及び別表第2入学等検定料の表は、2023年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024（令和6）年5月21日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2025（令和7）年5月20日から施行し、2025年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から適用する。

別表1

＜授業料等学生納付金一覧表＞

＜一般納付金＞

(単位：円)

学年・期別		授業料等学生納付金					預り金			合 計	納入期限
		入学金	授業料	施設充実費	教育充実費	図書費	学生自治会費	同窓会費	総合保険料		
第1年次		200,000								200,000	入学手続指定日時
	前期		340,000	80,000	43,000		10,000	10,000	11,400	494,400	4月末日
	後期		340,000	80,000	43,000					463,000	9月末日
	合計	200,000	680,000	160,000	86,000	(授業料に含む)	10,000	10,000	11,400	1,157,400	
編入学者		200,000								200,000	入学手続指定日時
	前期		340,000	80,000	43,000		10,000	10,000	11,400	494,400	4月末日
	後期		340,000	80,000	43,000					463,000	9月末日
	合計	200,000	680,000	160,000	86,000	(授業料に含む)	10,000	10,000	11,400	1,057,400	

＜分納一覧表＞

毎月の振替額（1年次生） 毎月26日振替

（単位：円）

費 用	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	前期合計	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	後期合計	総計
授 業 料	40,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	340,000	60,000	60,000	60,000	60,000	100,000	340,000	680,000
施設充実費	80,000	0	0	0	0	0	80,000	80,000	0	0	0	0	80,000	160,000
教育充実費	43,000	0	0	0	0	0	43,000	43,000	0	0	0	0	43,000	86,000
学生自治会費	10,000	0	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000
同窓会費	10,000	0	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000
総合保険料	11,400	0	0	0	0	0	11,400	0	0	0	0	0	0	11,400
合 計	194,400	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	494,400	183,000	60,000	60,000	60,000	100,000	463,000	957,400

毎月の振替額（編入学者） 毎月26日振替

（単位：円）

費 用	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	前期合計	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	後期合計	総計
授 業 料	40,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	340,000	60,000	60,000	60,000	60,000	100,000	340,000	680,000
施設充実費	80,000	0	0	0	0	0	80,000	80,000	0	0	0	0	80,000	160,000
教育充実費	43,000	0	0	0	0	0	43,000	43,000	0	0	0	0	43,000	86,000
学生自治会費	10,000	0	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000
同窓会費	10,000	0	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000
総合保険料	11,400	0	0	0	0	0	11,400	0	0	0	0	0	0	11,400
合 計	194,400	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	494,400	183,000	60,000	60,000	60,000	100,000	463,000	957,400

＜授業料等学生納付金一覧表（大学院）＞

(単位：円)

学年・期別		授業料等学生納付金			合計
		入学金	授業料	施設充実費	
大学院 第1年次		150,000 (本学学位取得 予定者は免除、 本学学位取得者 は半額免除)			150,000
	前期		325,000	25,000	350,000
	後期		325,000	25,000	350,000
	合計	150,000	650,000	50,000	850,000
大学院 第2年次	前期		325,000	25,000	350,000
	後期		325,000	25,000	350,000
	合計		650,000	50,000	700,000

別表2

<特別納付金>

○実習指導費（大学）

実習名	実習指導費	備 考	実習名	実習指導費	備 考
幼稚園教育実習Ⅱ	40,000 円		保育実習Ⅰ	45,000 円	
小学校教育実習Ⅱ	35,000 円		保育実習Ⅱ	20,000 円	
英語科教育実習Ⅱ	35,000 円		保育実習Ⅲ	25,000 円	
特別支援学校教育実習Ⅱ	30,000 円		心理実習Ⅰ	25,000 円	
精神保健福祉援助実習	50,000 円		心理実習Ⅱ	15,000 円	
学校ソーシャルワーク実習	30,000 円		心理実習Ⅲ	15,000 円	

○実習指導費（大学院）

種 別	費 用	備 考
心理実践実習 A（1 年）	50,000 円	
心理実践実習 B（2 年）	15,000 円	

○介護等体験費（小学校、中（英）免許取得希望者のみ）

種 別	費用	備 考
特別支援学校（2 日間）	1,000 円	証明書代他
施設（5 日間）	8,500 円	

○追・再試験料

種 別	単 位	金 額	納 入 期 限	備 考
追試験料	1 科目	1,000 円	その都度	ただし、感染症又は忌引を理由として「公認欠席」扱いとなった場合は、納付を免除する。
再試験料	1 科目	3,000 円	その都度	

< 研究生納付金、委託学生納付金 >

種 別	入 学 検 定 料	入 学 金	受 講 料	備 考
研究生納付金 委託学生納付金	20,000 円 (本学学位取得者は免除)	50,000 円 (本学学位取得者は免除)	160,000 円	

< 科目等履修生納付金 >

種 別	入 学 検 定 料	履 修 登 録 料	受 講 料	備 考
科目等履修生納付金	20,000 円 (本学学位取得者は免除)	50,000 円 (本学学位取得者は免除)	10,000 円 (1 単位)	

< 手数料 (各種証明書などの発行手数料等) >

種 別	内 訳	金 額	納入期限	備 考
手数料	各種証明書・仮学生証 各 1 通	200 円	その都度	各種英文証明書は 1 通 1,000 円
	学生証・情報処理室 ID・Web ポータルシステム ID 再発行各 1 通	1,000 円	その都度	

<入学等検定料>

○学部

種 別	金 額	備 考
総合型選抜受験料、学校推薦型選抜受験料（指定校、併設校、公募）、奨学金大学給付型選抜受験料、一般選抜受験料、帰国生及び私費外国人留学生選抜受験料、編入学選抜受験料、転入学選抜受験料、再入学受験料	30,000 円	奨学金大学給付型選抜及び学校推薦型選抜（公募）を併願（同一の学科・専攻に限る。）する場合は、学校推薦型選抜（公募）受験料は免除
大学入学共通テスト利用選抜受験料、総合型選抜の合格者及び学校推薦型選抜（指定校、併設校）の受験者で奨学金大学給付型選抜を受験する場合の受験料	15,000 円	
転学科・転専攻受験料	10,000 円	

○大学院

種 別	金 額	備 考
一般選抜受験料、社会人特別選抜受験料、外国人留学生特別選抜受験料	30,000 円	

<在籍料>

種 別	金 額	備 考
在籍料	1 期 50,000 円	休学者のみ